

## PRP 26.9 別表テーブル 謝金、単価、謝礼等

## &lt;謝金&gt;

No.	項目	内容	単位	上限額(円)	税率・税額	所得種別	所得税法等該当条文	消費税	関連旅費	備考
1	審査謝金	契約監視委員会	契約監視委員会の評価委員に対して支払われる会議出席謝金	1回	50,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:50,000x 20.42%=10,210円	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
2A		内部審査委員会	内部審査委員会の委員等に対して支払われる委員会出席謝金	1回	40,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:40,000x 20.42%=8,168円	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	人対象委員会、動物実験委員会、放射線安全委員会、委員による施設査察 等 本学の依頼に基づき、委員と同等の業務を行う外部専門家にも適用する。
2B		内部審査委員会	内部審査委員会の委員等に対して支払われる委員会年間謝金	年間	委員 120,000 委員長 170,000	居住者:月額表(乙欄)参照	給与所得 185条第1項2号 ～ (月額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	電話・メール相談料、通信費、書面審査、迅速審査及び委員会出席のためのガソリン代及び高速代(沖縄県内)を含む。自家用車以外の交通手段を使用した場合は、別途交通費を支給する。 本学の依頼に基づき、委員と同等の業務を行う外部専門家にも適用する。
3		提案審査委員会	企画競争入札の審査委員に支払われる謝金	1回	30,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:30,000x 20.42%=6,126円	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
4		教員の研究実績レビュー	会議出席(電話・e-mail・web等を含む)または書面審査により、教員の契約更新等を判断する	1回	50,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:50,000x 20.42%=10,210円 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	テニュア審査、昇進審査 等
5		研究ユニットの研究実績レビュー	会議出席(電話・e-mail・web等を含む)または書面審査により、研究ユニットの研究資金の更新等を判断する	1回	200,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:200,000x 20.42%=40,840円 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	研究ユニット審査 等
6		研究計画書・論文口頭試問 学外審査員	学生の研究計画書および論文について口頭試問を行い、書面にて評価を提出する	1回	50,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:50,000x 20.42%=10,210円	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
7		マテリアルのレビュー及び 意見書の提出(委員会を欠席した場合)	委員会を欠席し、書類の審査及び意見書の提出を行う場合	1回	10,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	科学技術関連の委員会委員が委員会を欠席した場合に支払う謝金 等
8		書面審査及び迅速審査	委員会を開催する代わりに、電話・e-mail等の手段で、必要な審査を行う場合	1回	10,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
9A		グラント・ファシリテーター (オンサイト)	科研費等の外部資金申請書について、申請者と議論し、審査・助言を行う	1回	30,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:30,000x 20.42%=6,126円	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	1回につき数件の申請書の審査を依頼
9B		グラント・ファシリテーター (オフサイト)	科研費等の外部資金申請書について、書面(e-mail・電話・ビデオ会議等を含む)にて審査・助言を行う	1回	20,000	居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得 185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	1回につき数件の申請書の審査を依頼
10	産業医謝金	産業医謝金	産業医に対して支払う謝金	1月	100,000	月額表(乙欄)参照	給与所得 185条第2項 イ	不課税	-	月あたり訪問1回を標準とする。追加訪問があつた場合、個別の委託契約で定めた追加報酬を加算して支払うことができる。
11	講演謝金	特別講演謝金	セミナーやセミナーに類する講義等を公認会計士、税理士、弁理士等に依頼する場合の謝金	1回	100,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等 204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	公認会計士、会社社長、名誉教授、その他学長が認める特別な講演者 等
12		講演謝金	ワークショップ、セミナー、講義等において、外部のスピーカーに一般的な講演を依頼する場合の謝金	1回	30,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等 204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	ワークショップやセミナーの講師 *注:通常より長時間にわたる場合は、予算責任者の承認を得た上で20,000円まで加算できる
13	指導助言実技実習等謝金	指導助言実技実習等謝金	実験等のデモンストレーション及び／又は実習等	1回	30,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等 204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	

14	演奏・演舞等謝金	演奏等(一般)	入学式等のイベント時に琉球舞踊等の音楽パフォーマンスを依頼した際に支払う謝礼	1回	52,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	
15		演奏等(学生)	入学式等のイベント時に琉球舞踊等の音楽パフォーマンスを依頼した際に支払う謝礼	1回	12,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	
16	研究被験者謝金	研究被験者謝金	被験者として研究の協力を依頼し支払う謝金	1時間	1,600	源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)	-	該当なし	課税	源泉徴収不要	
17	経済実験謝金	参加報酬	経済実験を行う際に実験の時間に応じて支払う謝金	1時間	1,600	源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)	-	該当なし	課税	源泉徴収不要	
18		成果報酬	経済実験の実験内での成果に応じて支払う謝金	1回	備考参照	源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)	-	該当なし	課税	源泉徴収不要	概ね参加報酬総額と同額またはそれ未満
19	単純労務謝金	パートタイム(学生等)	資料収集や会場整理等の単純労務を依頼し支払う謝金(2か月以内の単純労務)	1時間	1,600	扶養控除等申請書を提出する場合 勤労学生控除が適用⇒月額表または日額表甲欄、扶養親族等1人欄の金額(所得月額119,000円未満、所得日額4,000円未満は、非課税)	給与所得	源泉徴収税額表の「扶養親族の数の求め方の例示」	不課税	-	扶養控除等申請書を提出せず、勤労学生控除が適用されない場合(タックスアンサーNo.2514) ①継続して2か月以内の場合:日額表丙欄 ②継続して2か月以上の場合:日額表乙欄 ※ 継続して2か月以上の場合は、人事で対応
20	その他	上記の項目に該当しない謝金	上記の内容に該当しない謝金	-	-	-	-	-	-	-	副学長(財務担当)の事前承認が必要

\*支払については、ERPの"謝金"メニューを使用してください。

\*この表に載っていない場合には、下記のとおり手続きしてください。

- 将来にわたって複数回使用する場合は、"謝金カテゴリーの新設"申請をしてください。
- 一回限りの場合は、"その他"に該当するので、副学長(財務担当)の承認が必要です。